

2. 各業務の概要

令和7年度 ○○積算技術業務

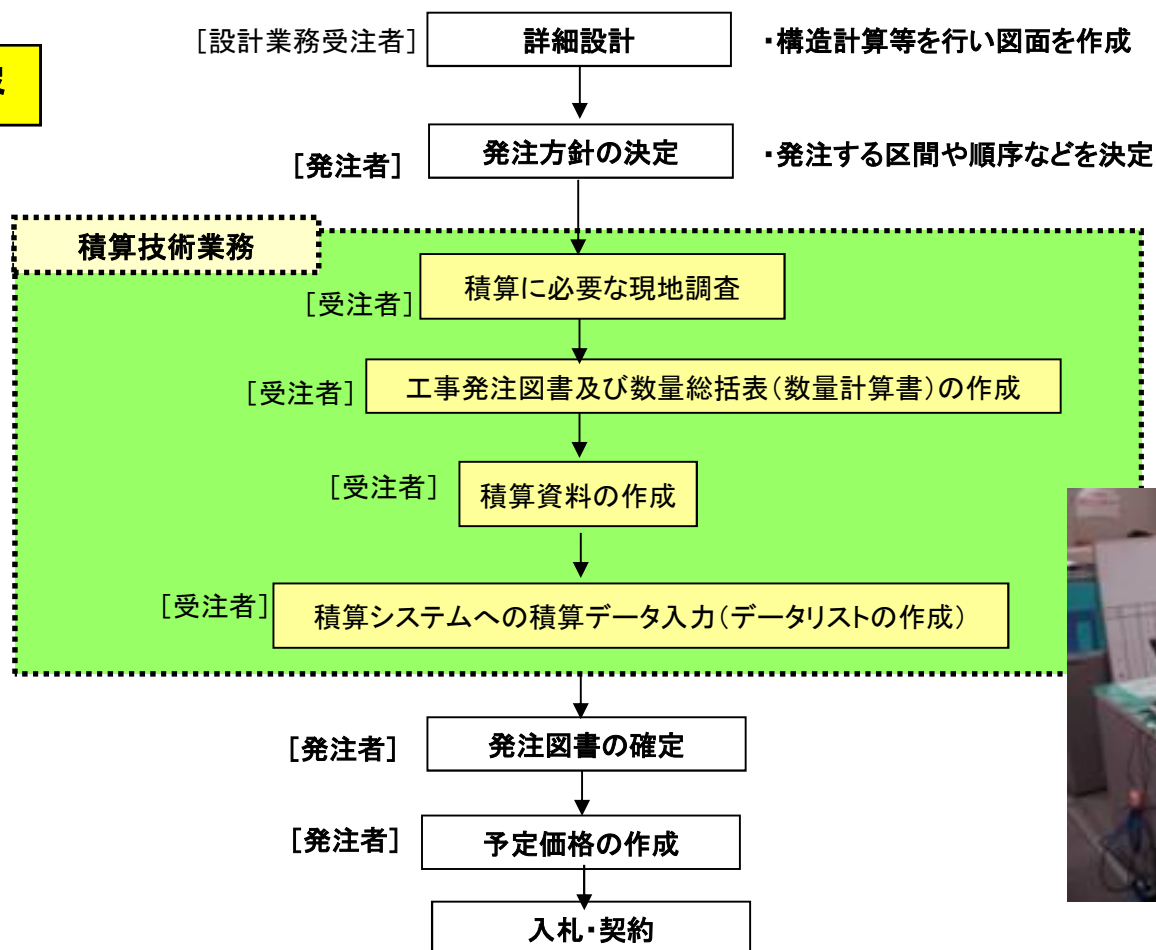
【業務概要】

※「入札実施要項」1.1(1)より引用

本業務は、工事の設計書作成に必要な工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする。

履行期間: 令和7年4月1日～令和9年3月31日(予定) 予定金額: ○○百万円程度

業務内容



(工事数量の集計)



令和7年度 ○○積算技術業務

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・各事務所等では、工事を契約するために予定価格の算定が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「発注者支援業務（積算技術業務）入札実施要項」に基づき全国で統一した入札契約手続きを行う。

令和7年度 ○○積算技術業務

【業務内容】

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

1) 積算に必要な現地調査

民間事業者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で業務発注担当部署に提出のうえ、積算に用いる現場条件について業務発注担当部署の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前にその内容を協議の上、行うものとする。

2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

民間事業者は、業務発注担当部署より示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。

3) 積算資料作成

民間事業者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。業務発注担当部署から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む。）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

民間事業者は、土木工事標準積算基準書等の積算基準類及び1) から3) の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（CD等）に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、工事の設計書作成に必要な資料の作成等を支援する業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1:2）とする。

令和7年度 ○○積算技術業務

【業務の目的・求める成果】

※「入札実施要項」1.2.1より引用

1) 積算に必要な現地調査

業務発注担当部署から貸与された設計成果品（報告書）を参考に現地調査を行い、設計思想、留意事項、及びその他必要事項を十分に把握し、適正に実施すること。

2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

設計成果品（報告書）及び現地調査を基に、工事発注に必要な図面及び数量総括表（数量計算書）を適正に作成すること。

3) 積算資料作成

「土木工事積算標準基準書」等を十分理解し、適正に実施すること。

4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

積算資料を基に適正に積算データの入力を行うこと。

令和7年度 ○○積算技術業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件
- (12) 見積書に関する要件

令和7年度 ○○積算技術業務

【競争参加資格要件（案）2／3】

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できる。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の（ア）又は（イ）に該当するものをいう。 （ア）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 （イ）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務拠点に関する要件	・中部地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものでなければならない。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務 〔企業数：650者程度〕 ○類似業務：設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。 ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績（発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。）の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む）、行政補助業務（類する業務を含む）、公物管理補助業務（類する業務を含む） ○類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務 【業務内容が電気通信設備工事のみの場合は、入札実施要項に従い別途設定】
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○積算技術業務

【競争参加資格要件（案） 3 / 3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) (イ)一級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) 【業務内容に造園工事が相当程度含まれる場合は、造園に関する資格を加える】 【業務内容が電気通信設備工事のみの場合は、入札実施要項に従い別途設定】
	資格に関する要件 (担当技術者)	・配置予定担当技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。1つの履行場所(業務対象事務所)において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格等を満たす必要はない。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) (イ)一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (カ)「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」の同種又は類似業務等と同様の実務経験が1年以上の者 (キ)河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 【業務内容に電気通信設備工事が相当程度含まれる場合は、電気通信設備に関する資格を加える】 【業務内容に機械設備工事が相当程度含まれる場合は、機械設備に関する資格を加える】 【業務内容に土木営繕工事が相当程度含まれる場合は、土木営繕に関する資格を加える】 【業務内容に造園工事が相当程度含まれる場合は、造園に関する資格を加える】 【業務内容が電気通信設備工事のみの場合は、入札実施要項に従い別途設定】

令和7年度 ○○積算技術業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

令和7年度 ○○工事監督支援業務

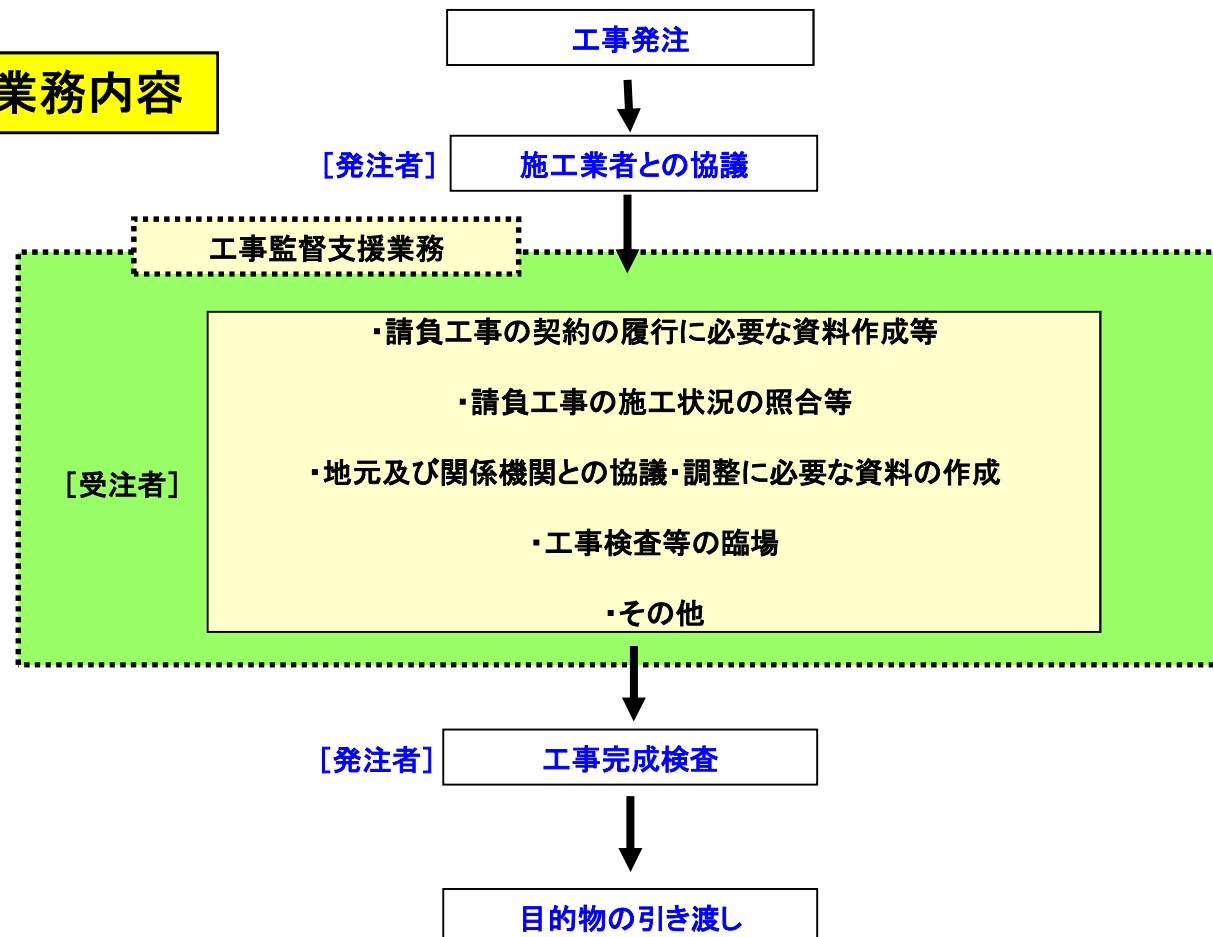
【業務概要】

※「入札実施要項」1.1(1)より引用

本業務は、業務発注担当部署毎に発注される道路、河川、ダム及び都市公園等に関する工事实施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする。

履行期間:令和7年4月1日～令和9年3月31日(予定) 予定金額:○○百万円程度

業務内容



(現場状況の照合を実施)



(河川護岸用かごマットの材料確認)



(設計変更協議用資料の作成)

令和7年度 ○○工事監督支援業務

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・各事務所等では、契約した工事を計画的に進めるために履行期間中の監督行為が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「発注者支援業務（工事監督支援業務）入札実施要項」に基づき全国で統一した入札契約手続きを行う。

令和7年度 ○○工事監督支援業務

【業務内容】

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

(1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

- 1) 設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 2) 工事受注者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合
- 3) 現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成
- 4) その他工事変更等に必要な資料作成など

(2) 請負工事の施工状況の照合等

- 1) 使用材料について設計図書と照合
- 2) 施工状況について設計図書と照合
- 3) 施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の確認

(3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

(4) 工事検査等への臨場

(5) その他

上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、業務発注担当部署毎に発注される工事の監督補助を行う業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1:2）とする。

令和7年度 ○○工事監督支援業務

【業務の目的・求める成果】

※「入札実施要項」1.2.1より引用

(1) 請負工事の契約の履行に必要な資料作成等

指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。

(2) 請負工事の施工状況の照合等

- 1) 業務の実施にあたっては、「土木工事監督技術基準（案）」当を十分に理解し、適正に実施すること。
- 2) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部の連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
- 3) 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
- 4) 担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのある他、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

(3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。

(4) 工事検査等への臨場

中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査（完済部分検査を含む。）、完成検査等に臨場すること。

(5) その他

業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

令和7年度 ○○工事監督支援業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件

令和7年度 ○○工事監督支援業務

【競争参加資格要件（案）2／3】

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できる。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の（ア）又は（イ）に該当するものをいう。 （ア）一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 （イ）一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務拠点に関する要件	・中部地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものでなければならない。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務 〔企業数：650者程度〕 ○類似業務：設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。 ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績（発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。）の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む）、行政補助業務（類する業務を含む）、公物管理補助業務（類する業務を含む） ○類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務 【業務内容が電気通信設備工事のみの場合は、入札実施要項に従い別途設定】
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○工事監督支援業務

【競争参加資格要件（案）3／3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) (イ)一級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) 【業務内容に造園工事が相当程度含まれる場合は、造園に関する資格を加える】 【業務内容が電気通信設備工事のみの場合は、入札実施要項に従い別途設定】
	資格に関する要件 (担当技術者)	・配置予定担当技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) (イ)一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (カ)「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」の同種又は類似業務等と同様の実務経験が1年以上の者 (キ)河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 【業務内容に電気通信設備工事が相当程度含まれる場合は、電気通信設備に関する資格を加える】 【業務内容に機械設備工事が相当程度含まれる場合は、機械設備に関する資格を加える】 【業務内容に土木営繕工事が相当程度含まれる場合は、土木営繕に関する資格を加える】 【業務内容に造園工事が相当程度含まれる場合は、造園に関する資格を加える】 【業務内容に管工事が相当程度含まれる場合は、管に関する資格を加える】 【業務内容が電気通信設備工事のみの場合は、入札実施要項に従い別途設定】

令和7年度 ○○工事監督支援業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

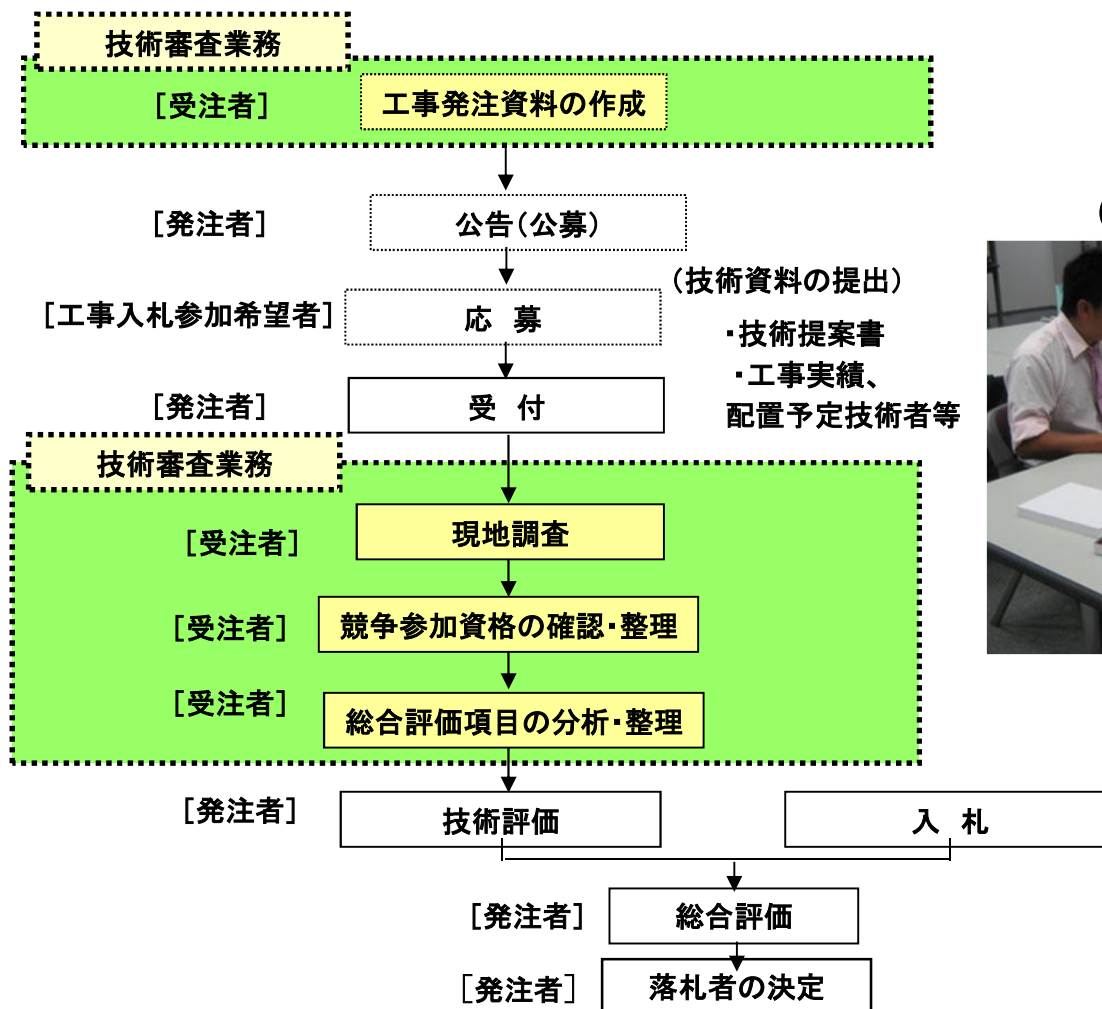
令和7年度 ○○技術審査業務

【業務概要】

本業務は、総合評価落札方式による工事発注において、工事発注資料（公告文（案）、入札説明書（案））作成、及び工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を行うことを目的とする業務である。

履行期間:令和7年4月1日～令和○年3月31日(予定) 予定金額:○○百万円程度

業務内容



(審査資料の作成)



令和7年度 ○○技術審査業務

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・各事務所等では、総合評価落札方式で発注された工事の入札参加者の評価が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「発注者支援業務（技術審査業務）入札実施要項」に基づき全国で統一した入札契約手続きを行う。

令和7年度 ○○技術審査業務

【業務内容】

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

(1) 工事発注資料の作成

業務発注担当部署から示された様式、条件及び資料を基に次の資料を作成するものとする。

- ①一般競争入札方式により発注する工事における公告文（案）及び入札説明書（案）
- ②工事希望型競争入札方式により発注する工事における競争参加資格確認申請書等提出要請書（案）

(2) 競争参加資格確認申請書等の分析・整理

- ①現地調査
- ②競争参加資格の確認・整理

a) 競争参加資格の確認・整理

業務発注担当部署が発注を予定している工事に関し、業務発注担当部署から指示する条件及び貸与資料に基づき、資料の確認を行い、その適否を根拠資料とともに一覧表として整理する。

b) 総合評価項目の分析・整理

業務発注担当部署が発注する工事に関し、総合評価に関わる資料について内容の確認を行い、記載事項の妥当性、工事履行の信頼性等について、業務発注担当部署から指示された条件に基づき、分析・整理を行う。また、分析・整理の結果を踏まえて資料を作成する。

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、工事発注資料作成、及び競争参加資格確認申請書等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を行う業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1:2）とする。

令和7年度 ○○技術審査業務

【業務の目的・求める成果】

※「入札実施要項」1.2.1より引用

(1) 工事発注資料の作成

指定された業務内容を実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。

(2) 競争参加資格確認申請書等の分析・整理

1) 現地調査

指定された業務内容を実施し、現地調査における着眼点、調査内容、調査結果が工事特性を整理するために的確なものであること。

2) 競争参加資格の確認・整理

指定された業務内容を実施し、競争参加資格確認のための確認項目が網羅され的確に確認されていること。また、確認項目の適否の判断結果について根拠資料を含め明瞭に整理されていること。

(3) 総合評価項目の分析・整理

指定された業務内容を実施し、工事の入札参加者が提出した競争参加資格確認申請書等について、工事施工における専門的技術力を発揮するとともに、工事の特性に応じた技術基準等に基づき的確に分析されていること。

また、分析した結果について根拠資料を含め明瞭に整理されているとともに、業務発注担当部署が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて確認が4 必要な事項等についても、同様に明瞭に整理されていること。

令和7年度 ○○技術審査業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件

令和7年度 ○○技術審査業務

【競争参加資格要件（案）2／3】

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できる。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の(ア)又は(イ)に該当するものをいう。 (ア)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 (イ)一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務拠点に関する要件	・中部地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものでなければならない。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務 [企業数：650者程度] ○類似業務：設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。 ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績（発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。）の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む）、行政補助業務（類する業務を含む）、公物管理補助業務（類する業務を含む） ○類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○技術審査業務

【競争参加資格要件（案） 3 / 3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) (イ)一級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る)
	資格に関する要件 (担当技術者)	・配置予定担当技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。1つの履行場所(業務対象事務所)において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格等を満たす必要はない。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) (イ)一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (カ)「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」の同種又は類似業務等と同様の実務経験が1年以上の者 (キ)河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 【業務内容に電気通信設備工事が相当程度含まれる場合は、電気通信設備に関する資格を加える】 【業務内容に機械設備工事が相当程度含まれる場合は、機械設備に関する資格を加える】 【業務内容に土木営繕工事が相当程度含まれる場合は、土木営繕に関する資格を加える】 【業務内容に造園工事が相当程度含まれる場合は、造園に関する資格を加える】

令和7年度 ○○技術審査業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【業務概要】

※「入札実施要項」1.1(1)より引用

本業務は、河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るため、所管する河川区域、河川予定地及び河川保全区域（以下「巡視区域」という。）を巡視することで、河川管理業務の支援を行うものである。

履行期間: 令和7年4月1日～令和10年3月31日(予定)

予定金額: ○○百万円程度

業務内容

河川区域等における 違法行為の発見及び報告

- ①流水の占用状況
- ②土地の占用状況
- ③土地の形状変更等状況
- ④ゴミ、汚水の排出の状況
- ⑤保全区域・河川予定地における状況 等

河川管理施設及び許可工作物の 維持管理の状況の把握

- ①堤防の状況
- ②堰・水門等構造物の状況
- ③護岸・根固及び水制の状況
- ④許可工作物の状況
- ⑤河道の状況
- ⑥安全施設の状況 等

河川空間の 利用に関わる情報収集

- ①河川敷ゴルフ等の危険行為の状況
- ②ドローン・水上バイク等の利用状況
- ③不定住者等の生活の状況
- ④イベント等の利用状況 等

河川の 自然環境に関わる情報収集

- ①河川の水質に関する状況
- ②季節的な自然環境の変化
- ③自然保護上重要な生物の生息状況
- ④多自然川づくりの状況、魚道の通水状況 等



違法行為の発見及び報告



河川管理施設の維持管理の状況の把握

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【業務の背景や経緯】

- ・ 本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・ 河川法に基づき河川を適切に維持管理するために、河川巡視が必要
- ・ 堤防は長大であり、職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・ 本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「公物管理補助業務（河川巡視支援業務）入札実施要項」に基づき全国で統一した入札契約手続きを行う。

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【業務内容】 (1 / 4)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

1) 担当技術者は、管理技術者の指示のもと、河川管理上必要な情報等を把握し、把握した異常や河川法に関する不法行為等に対して必要な処置（1. 1 (2) 5））を講ずるとともに、河川管理上必要な情報及び資料を収集するものとする。

2) 担当技術者は、河川管理の一環として定期的・計画的に巡視区域の異常や変化、利用状況、不法占用等の発見・把握、情報収集、適宜の処置を行うものであり、管理技術者は、調査職員が指示する年間の河川巡視計画書及び月間河川巡視計画書に基づき、担当技術者を指揮し巡視を行わせるものとする。なお、月間河川巡視計画書の作成にあたっては、管理技術者は調査職員に河川巡視に関して知りうる情報の提供を行うこと。

3) 河川巡視には、定期的に巡視区域内を車両により巡視する一般巡視のほか堤防や護岸、樋門樋管や不法行為など対象を特定し、より詳細に巡視する目的別巡視がある。一般巡視は車両を用いて車上から実施することを標準とし、目的別巡視では対象に応じて、加えて徒歩や船舶を用いて実施する場合がある。

4) 河川巡視の際の具体的実施内容

①河川区域等における違法行為の発見及び報告

担当技術者は河川法第23～29,55,57条等で規定されている違法行為を河川法で規定した河川区域及び河川保全区域、河川予定地等において発見した場合その状況を把握し報告する。

②河川管理施設及び許可工作物の維持管理の状況の把握

担当技術者は、堤防や堰、水門、樋門、樋管等の河川管理施設がそれぞれ求められる機能を十分発揮するよう、その状況を車上等から目視レベルで把握し、認められた損傷や異常などの変状について報告する。また、維持管理に関する工事等において職員が行う監督業務のうち、施工状況の確認等を支援する。

また、許可工作物については、許可どおりに維持管理されているかどうかを同様に把握し、認められた損傷や異常などの変状について報告する。

なお、本項での河川巡視では、これらの河川管理施設や許可工作物の機械・電気設備等の動作確認や河道及び河川管理施設の点検は含まれない。また、目視レベルとは、目視により変状等を把握するものであり、場合によりポールやスタッフ等の機器を使用することもある。

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【業務内容】 (2 / 4)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

③河川空間の利用に関わる情報収集

担当技術者は、河川空間の利用状況を把握するとともに、河川空間における好ましくない河川利用の状況（危険な利用形態、不審者・不審物、駐車状況、係留状況、水面利用等）について状況を把握し報告する。

また、河川環境整備のための基礎的情報を収集するため、河川区域における利用上の特筆されるべき事象（イベント等の開催状況、施設利用状況、その他河川の利用状況）等について情報を把握し報告する。

④河川の自然環境に関わる情報収集

担当技術者は、河川区域内の自然環境を適切に整備・保全するための基礎情報とするため、また、水質事故対応等で活用するため、河川の自然環境に関わる特筆されるべき事象（水質・水位状況、自然環境の変化、重要な生物の生息状況、土地の改変、捕獲や採取状況、多自然川づくり状況、魚道の通水状況等）について把握し報告する。

5) 担当技術者は、巡視中に上記1. 1 (2) 4) ①～④に関する異常な状況等を認めた場合は、現場で次に掲げる処置を講じなければならない。

①現状を撮影するとともに、異常な状況の位置、内容、始期及び経過、違反行為者の氏名・住所（確認できる範囲で。）等を調査し記録するものとする。

②違反や異常な状況等が重大であるなど、是正等が緊急を要する場合などにおいては、直ちに、無線等により調査職員や管理技術者に連絡し、管理技術者の指示を受けた上で、その場で口頭による注意等をするか、書面による配付ないしは提示、是正を行うものとする。

6) 巡視結果の記録・報告

①担当技術者は、上記1. 1 (2) 4) ①～④に記載した内容について異常な状況等の把握を行い、巡視終了後速やかに調査職員へ報告するものとする。

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【業務内容】 (3 / 4)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

- ②担当技術者は、後から調査職員が、迅速な河川管理行為の判断を下せるよう、問題箇所に関する正確な状況を記録、報告する。
- ③担当技術者は、河川巡視の記録、報告等にあたっては、デジタルカメラや携帯端末等を積極的に活用し、二次利用が容易な電子情報を主体とした記録方法による正確で迅速な報告に努める。
- ④担当技術者は、違反や異常な状況等が重大であるなど、是正等が緊急を要する場合などにおいては、調査職員が、迅速、正確に河川管理行為を行えるよう、直ちに、無線等により調査職員に状況を報告す

7) 巡視車両等

巡視に用いる車両や船舶は、業務発注担当部署毎に貸与することを原則とするが、その場合、担当技術者等は、管理技術者の指示のもと、巡視車両及び巡視船舶の運行と日常管理とを行うものとする。なお、日常管理とは以下のとおりである。

①巡視車両及び巡視船舶の運行

河川巡視の際に、巡視車両及び巡視船舶を運行すること。

②巡視車両及び巡視船舶の日常点検

巡視車両及び巡視船舶を運行する際の、運行前点検、洗車や燃料、油脂類等の補給などとする。

車検及び定期点検整備（重量税や点検整備に必要な油脂類、消耗品等を含む。）、タイヤ、バッテリー、ラジエター液、ベルト類等の修理、交換、調整、その他民間事業者の責によらない故障等の修理に要する費用は、業務発注担当部署の負担とする。

巡視車両及び巡視船舶の運転を行う者は、必要な免許を有する者とし、必要な免許又は貸与する巡視車両や巡視船舶の概要等については、各業務毎に入札公告時に明示するものとする。

- 8) 管理技術者は、上記各条項において、担当技術者等から報告を受けた場合は、遅滞なく調査職員に報告すること。

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【業務内容】 (4 / 4)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

9) その他

各現場の実情により次のような業務が付随することがある。

- ①巡視区域に「海岸保全区域」、「砂防指定地・地すべり防止区域」が含まれる、若しくはそれらの区域単独で発注される巡視業務もある。なお、その場合の業務内容等については、海岸及び砂防に関する業務内容等に読み替えるものとする。
- ②出水時並びに災害や事故の発生時などには、休日、夜間を問わず調査職員から業務を指示する場合がある。
- ③河川巡視の結果必要となった、違法行為を排除するための外部機関（警察、公共団体等）との調整補助。
- ④河川法等に基づき河川管理者（調査職員）が行う許認可等の審査、指導の支援。
- ⑤「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」（令和3年3月 国土交通省水管理・国土保全局）等に基づく点検。
- ⑥その他河川管理上必要な支援等

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、国土交通省直轄管理区間における河川管理業務を支援する業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1 : 2）とする。

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【業務の目的・求める成果】

※「入札実施要項」1.2.1より引用

1) 河川巡視の際の具体的内容

河川巡視の際には、河川法で規定されている違法行為の発見、河川や河川管理施設、許可工作物の状況の把握、変状の発見、把握、河川空間の利用に関わる情報の収集、河川の自然環境に関わる情報の収集等を目視レベルで適正に実施すること。

2) 河川巡視中に現場で講ずる処置

河川巡視中に、違法行為や、河川や工作物の変状、特筆すべき事象等を発見した際には、現状の撮影、状況の概要の把握、違法行為者等への注意、管理技術者を通しての調査職員からの指示の履行、注意喚起ビラの配布、掲示等を適正に実施すること。

3) 河川巡視結果の記録、報告

河川巡視中に発見や把握を行った事項、現場で処置を講じた事項等については、電子情報を主体として記録し、正確で迅速な報告に努める。緊急性が高いと判断される内容については、無線等により調査職員へ報告するなど、適正に実施すること。

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件
- (12) 見積書に関する要件

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【競争参加資格要件（案）2／3】

※「入札実施要項」より引用

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の(ア)又は(イ)に該当するものをいう。 (ア)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 (イ)一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務拠点に関する要件	・対象となる巡視区域が所在する都道府県と同一の都道府県内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定の業務も含む)において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務(河川又は道路)、行政事務補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。 [企業数 : 650者程度] ○類似業務:設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定の業務も含む)において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。) ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績(発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。)の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した行政補助業務、公物管理補助業務(河川)(類する業務を含む。)、発注者支援業務(類する業務を含む) ○類似業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【競争参加資格要件（案） 3 / 3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) (イ)国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道一業務:点検・診断) (ウ)河川維持管理技術者 (エ)一級土木施工管理技士 (オ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (カ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (キ)河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 (ク)河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者
	資格に関する要件 (担当技術者)	・以下の(ア)～(ウ)のいずれかの場合に該当すること。 (ア)全ての予定担当技術者は、以下のいずれかの資格等を有することもの。 (i)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) (ii)国土交通省登録技術者資格(施設分野:堤防・河道一業務:点検・診断) (iii)河川維持管理技術者 (iv)河川点検士 (v)一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (vi)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (vii)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (viii)河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 (ix)河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 (x)「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上の者 (イ)予定担当技術者のうち1名以上が、以下のいずれかの資格等を有する場合、別の予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の予定担当技術者については、(ア)に掲げるいずれかの資格等を有すること。 (i)河川維持管理技術者 (ii)河川点検士 (ウ)配置予定管理技術者が、河川維持管理技術者の資格を有する場合、複数の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の予定担当技術者については、(ア)に掲げる資格等を有すること。なお、巡視車両等の業務にもつぱら従事する者は、担当技術者には該当しない。

令和7年度 ○○河川巡視支援業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【業務概要】

※「入札実施要項」1.1(1)より引用

本業務は、河川法等の関係諸法令等に基づき河川等の適正な利用と管理を図るため、河川管理者が行う許認可等の審査・指導の支援として、関連する調査や資料整理、申請者等に対する窓口対応、申請手続についての指導、現地調査等の業務を実施することで、河川管理業務の支援を行うものである。

履行期間:令和7年4月1日～令和10年3月31日(予定) 予定金額:○○百万円程度

業務内容

申請手続についての指導



申請書類について、河川関係法令等に基づく、審査及び実施状況の確認

河川法23条(水利使用許可)

- 流水の量的使用(水利権)、水面の使用
- 水利施設等の審査及び確認

河川法24、26条(河川の占用、工作物設置の許可)

- 公園、広場、運動場等の面的利用
- ダム、堰、揚水樋管、揚水機場等の水利施設
- 橋梁、上下水道管、電線、排水施設 等

河川法25、27条(土石等の採取、掘削等)

- 砂利採取、竹木の採取等の許可
- 土地の形状の変更

河川法20条(河川管理のための工事)

- 河川工事の申請受付、審査、書類整理

関連する調査や資料整理



河川現況台帳、付図、水利台帳、不法占用台帳、構造物台帳等の記載、修正、整理 等

現地調査等



不法占用、不法取水、放置車両等についての現地状況の把握



河川区域と民地との境界について、地元地権者と現地立会を行い、境界の調査

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・各事務所等では、河川等の適正な利用と管理を図るために河川法等に基づく許認可の審査が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「発注者支援業務（河川許認可審査支援業務）入札実施要項」に基づき全国で統一した入札契約手続きを行う。

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【業務内容】 (1 / 3)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

- 1) 河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、受付、事前整理、審査（形式、内容）の支援を行うものであり、「申請書の添付図書」にもとづいて、次の業務支援を行うものである。
 - ① 事前協議
申請しようとする者から当該申請内容に対する可否等について、相談に応じて行うものであり、申請内容の把握等により審査内容を十分詰めておくことにより、申請後の審査等の事務処理を円滑なものとするものである。
 - ② 申請書の受付
申請書が到達した場合、当該申請書を直ちに受理し、速やかに以後の申請の形式及び内容審査に移行するものとする。
 - ③ 形式審査
申請に必要な記載内容が申請書に記載されているか及び添付図書が揃っているかを確認する。
 - ④ 内容審査
申請内容に河川等の管理上の支障がないかを、審査基準をもとに確認する。
 - ⑤ 申請許可処分後における書類整理
河川法等に基づく許可等の処分が行われた後には、許可受者が行う以下の手続きに係る書類を整理する。
 1. 着手届
 2. 完了届
 3. 住所・氏名変更、軽微な設計変更届（必要な場合）
 4. 引継書（必要な場合）
 1. ～4. の届出等に対しては、以下の対応が必要である。
 1. 検査合格書
 2. 受領書
 3. 指示書
 - ⑥ 台帳整理
河川法等に基づき許可等の処分を行った後には、河川法第12条に基づく河川現況台帳及び図面に記載する必要がある。

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【業務内容】 (2/3)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

⑦ 申請許可処分後における状況確認

土地の形状の変更及び工作物の新築・改築における工事が、申請スケジュールどおり進捗しているか確認を行うものである。

⑧ 占用期間の更新許可に関する支援

占用期間更新の事前整理及び占用者への指導として次の支援を行う。

- ・ 占用期間更新案件の一覧表作成。
- ・ 上記一覧表に基づき、占用申請者に対して事前通知するための期間満了通知書等を作成する。
- ・ 上記期間満了通知書等の発送等。

⑨ 申請の処理に通常要すべき標準的な期間

管理技術者は、原則として調査職員の指示する標準的な期間内に許可が行えるよう、調査職員へ審査等の終了の報告を行うものとする。

なお、行政手続法第6条に基づき定められた標準処理期間は下表に示すとおり（※1）であるが、これより短い標準的な処理期間を目標としている場合には、それに従うこと。

※1 標準処理期間の目安

区 分	水利使用に関する処分	水利使用以外の処分
国土交通大臣の権限に関する処分	10ヶ月	
地方整備局長等の権限に関する処分	5ヶ月	3ヶ月
地方整備局長等の権限に関する処分のうち、 国土交通大臣又は水管理・国土保全局長の承認を要する処分		4ヶ月
砂利採取の処分が伴う河川法第25条の処分		60日

また、補正指示から訂正が完了するまでの期間については、標準処理期間には含まれないものである。河川法第35条及び第36条の協議が必要な場合については、協議から回答があるまでの期間は標準処理期間内に含まれる。

また、標準処理期間の定めのない業務については、調査職員の指示する期間内に審査等の終了の報告を行うものとする。

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【業務内容】 (3/3)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

- 2) 河川現況台帳（法定台帳）・付図等の補正及び整備については、許可処分後の整理事項を台帳・付図等に記載・削除等の整理の業務支援を行うものである。
- 3) 以下に業務の流れを示す。
(省略)
- 4) 各現場の実情により、次のような業務が付随することがある。
- ① 海岸保全区域に係る海岸法等の関係諸法令等に基づき海岸管理者が行う許認可等の審査・指導の支援。
 - ② 出水時等における業務に関する支援
出水時等には河川・ダム管理に関するデータの収集や外部からの連絡を記録し、調査職員へ報告する。
又、調査職員の指示等に関係機関等へ連絡する。
 - ③ 以下に関する業務において、資料作成及び必要に応じて現地確認等を行い、作成した資料等を調査職員に報告する。
 - ・樋門操作実績等に関する資料の作成、整理
 - ・河川管理施設台帳等の補正や作成
 - ・河川管理に関する関係機関との協議資料等の作成
 - ・苦情申し立てや問い合わせ等の対応、現地確認
 - ・河川及び海岸の不正使用、不法占用の事実確認のための現地確認
 - ・河川境界明示、確定に係わる書類の事前整理及び現地確認

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、河川管理者が行う許認可等の審査・指導を支援する業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1:2）とする。

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【業務の目的・求める成果】

※「入札実施要項」1.2.1より引用

1) 関係諸法令等に則った審査支援の実施

各種申請書類・届出の内容を確認し、申請内容が関係諸法令に則り、河川管理に支障が無いか審査を行えるよう判断材料の提供を行う。

処理に通常要すべき標準的な期間内に手続きを終えられるよう実施する。

2) 現地調査による周辺状況や課題等の把握

各種申請書類・届出等を参考に、現地調査を実施し、申請内容等に係る必要性や妥当性、的確性、河川及び海岸管理上の課題等を把握する。

3) 河川現況台帳等に関連する資料の修正、整理の実施

許可処分に伴い必要となった既存資料の補正等を適宜実施する。

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件
- (12) 見積書に関する要件

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【競争参加資格要件（案）2／3】

※「入札実施要項」より引用

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の(ア)又は(イ)に該当するものをいう。 (ア)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 (イ)一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務拠点に関する要件	・中部地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものでなければならない。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定の業務も含む)において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務 [企業数 : 650者程度] ○類似業務:設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定の業務も含む)において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。) ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績(発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。)の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務(類する業務を含む)、行政補助業務(類する業務を含む)、公物管理補助業務(類する業務を含む) ○類似業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【競争参加資格要件（案）3／3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) (イ)河川維持管理技術者 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (エ)一級土木施工管理技士 (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (カ)河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 (キ)河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者
	資格に関する要件 (担当技術者)	・配置予定担当技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。なお、1つの履行場所(業務対象事務所又は出張所)において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が以下のいずれかの資格等を有すること。ただし、資格を満たす担当技術者の配置割合は、当該履行場所に配置する担当技術者全体の1／3(人)を下回ってはならない。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) (イ)河川維持管理技術者 (ウ)河川点検士 (エ)一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (オ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (カ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (キ)河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 (ク)河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 (ケ)「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上の者

令和7年度 ○○河川許認可審査支援業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

令和7年度 ○○ダム管理支援業務

【業務概要】

本業務は、ダム、貯水池及び関連施設等に関する操作、監視、データ整理、資料作成、情報連絡等、ダム等における管理業務の支援を行うものである。

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・各ダム管理事務所等では、ダムの的確な運用を図るために、ダム操作のほか、巡視及び機器監視、ゲート放流操作、観測データ等の整理、管理資料整理等が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「**公物管理補助業務（ダム管理支援業務）入札実施要項**」に基づき全国で統一した入札参加要件・評価基準により入札契約手続きを行う。
- ・ダムの運用は、誤りが許されない安全に関わる重要な事項であり、的確な情報収集、データ整理、情報伝達を行い、各ダムの規則に沿った正確な運用が求められる。

令和7年度 ○○ダム管理支援業務

【業務内容】

ダム管理支援業務は、担当技術者が○○ダムに在籍し、ダム管理に係る以下の業務を行いダム等における管理業務の支援を行う。

1) ダム等の操作支援

①放流通知の作成及び情報連絡

- ・ダムの操作規則等に基づく警戒体制や放流に関する通知文書等の操作関係書類の作成、関係機関への情報連絡及び情報受信等の実施する。

②操作支援

- ・ダム等の操作を行う上で、必要となる雨量、貯水位、流入量、放流量等のダムの諸量等のデータを収集整理するとともに、必要に応じ流入量、放流量、ゲート開度等を算出する諸計算の実施や、ダム貯水池への流入量の予測計算等、操作に必要な支援を行う。

③放流警報設備操作支援

- ・ダム等の操作による、下流河川の安全確保のため、放流警報区間におけるサイレン、スピーカー及び情報表示板等、放流警報設備の操作や巡視実施者と無線交信を行い、状況の確認等を行う。

④放流警報設備区間の巡視及び危険周知

- ・放流警報に伴う巡視を行い放流警報の吹鳴等の確認及びダム下流河川とその周辺の安全状況を確認する。

⑤CCTVカメラ等による監視

- ・ダム操作中におけるダム等や下流河川の状況をCCTVカメラ等で監視する。

令和7年度 ○○ダム管理支援業務

【業務内容】

2) ダム等の監視支援

堤体、地山、関連施設、貯水池の水面や法面、ダム等下流河川の状況等の監視を行う。

3) ダム等のデータ整理

水位、雨量、積雪、河川流量、ダム流入量・放流量、気象等の観測、記録を行い、データの整理を行う。

4) ダム等の資料作成支援

ダム管理年報、ダムの操作記録、貯水池等の状況、関係機関協議資料等のダム管理で必要となる資料作成の支援を行う。

5) 調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務

調査職員勤務時間外においてダム等の異常を監視し、異常等を確認した場合は、速やかに調査職員へ報告する。

6) その他施設等管理支援

ダム等の見学者及び利用者への案内、説明の支援を行う。



令和7年度 ○○ダム管理支援業務

【業務の目的・求める成果】

(1) ダム等の操作支援

河川法等の関係法規の熟知に加え、各対象施設の状況を十分理解した上で、各対象施設の操作規則等に則り適正に操作支援を実施すること。操作機器の異常等の異常な事態が生じた場合には、調査職員に速やかに報告すること。また、操作に関連する水理・水文、気象情報等の各種情報の収集・整理及び操作情報の発信を行うこと。また、管理技術者を通して、調査職員との情報連絡を適正に実施すること。

(2) ダム等の監視支援

各対象施設の機能、構造、状況等を十分理解した上で、目視等による監視を適正に実施すること。また、異常を発見した場合には、調査職員に速やかに報告すること。

(3) ダム等のデータ整理

各対象のデータについて不足ないよう収集を行い、定められた様式等により適正な整理を実施すること。

(4) ダム等の資料作成支援

各作成資料において、資料の主旨と内容を十分に理解した上で、適正な資料の作成を実施すること。

(5) 情報連絡業務

遅滞ない情報の連絡、適正な安全確認を実施すること。

令和7年度 ○○ダム管理支援業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件
- (12) 見積書に関する要件

令和7年度 ○○ダム管理支援業務

【競争参加資格要件（案）2／3】

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・業務対象区間の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できる。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の(ア)又は(イ)に該当するものをいう。 (ア)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 (イ)一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務拠点に関する要件	・当該業務対象施設の都道府県内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ。）を有するものであること。ただし、対象施設が複数の都道府県にまたがる場合は、そのいずれかの都道府県に業務拠点を有すること。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務（河川又は道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務 [企業数 : 650者程度] ○類似業務：設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。 ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績（発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。）の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川、ダム）（類する業務を含む）、発注者支援業務（類する業務を含む）、行政補助業務（類する業務を含む） ○類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したた調査検討・計画策定業務（河川、ダム）、管理施設調査・運用・点検業務（河川、ダム）、土木設計業務（河川、ダム）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○ダム管理支援業務

【競争参加資格要件（案）3／3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア) 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） (イ) 一級土木施工管理技士 (ウ) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (エ) R C C M(技術士部門と同様の部門に限る) (オ) 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 (カ) 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 (キ) 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 (ク) 河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者
	資格に関する要件 (担当技術者)	・配置予定担当技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。1つの履行場所（業務対象事務所）において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格等を満たす必要はない。 (ア) 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）、技術士補（建設部門） (イ) 一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (ウ) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (エ) R C C M(技術士部門と同様の部門に限る) (オ) 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 (カ) 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 (キ) 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 (ク) 「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」の同種又は類似業務等と同様の実務経験が1年以上の者 (ケ) 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

令和7年度 ○○ダム管理支援業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【業務概要】

※「入札実施要項」1.1(1)より引用

本業務は、河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、流水の適正な利用、正常な機能の維持等を図るため、所管する堰や排水機場及び樋門等の操作支援及びそのために必要な情報の収集、並びに目視による点検を実施することで、当該施設管理の支援を行うことを目的とする。

履行期間:令和7年4月1日～令和10年3月31日(予定) 予定金額:○○百万円程度

業務内容

◆操作支援

- 業務対象施設の操作規則又は操作要領に基づき、堰・排水機場等の操作支援を行う。

◆操作に必要な情報の収集

- 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。

◆目視による点検並びに調査職員との情報連絡

- 堰・排水機場等本体及びその周辺施設が常に良好な状態に維持されるよう、目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行う。

◆施設管理に関する記録・資料作成の支援

- 操作記録、目視による点検記録及び出水記録などの記録・資料作成の支援を行う。



令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・各事務所等では、河川における洪水・高潮等による災害発生の防止、流水の適正な利用、正常な機能の維持等を図るため、所管する堰や排水機場及び樋門等の操作及びそのために必要な情報の収集、並びに目視による点検が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「発注者支援業務（堰・排水機場等管理支援業務）入札実施要項」に基づき全国で統一した入札契約手続きを行う。

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【業務内容】 (1 / 2)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

1) 管理対象施設の操作規則又は操作要領（以下「操作規則等」という。）に基づき、堰・排水機場等の操作支援を行う。なお、実施に当たっては、操作技術の習熟に努めるものとする。また、操作規則等に定める洪水警戒体制の実施に該当する時には、調査職員との密な情報連絡に努めるものとする。

2) 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。

3) 堰・排水機場及びその周辺施設が常に良好な状態に維持されるよう、次の事項について目視による点検並びに調査職員との情報連絡を行うものとする。

- ① 堰・排水機場等本体及びその周辺の適正な管理に関すること。
- ② 管理設備における計器類の異常に関すること。
- ③ 施設の湛水区域または影響区域の適正な管理に関すること。
- ④ その他以下の緊急事態に関する事項。
 - ・ 操作機器及びその他機器の異常が認められたとき
 - ・ その他災害発生防止のための措置が必要と判断されたとき

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【業務内容】 (2 / 2)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

4) 施設管理に関する以下の記録・資料作成に関する支援を行う。

- ① 操作記録、目視による点検記録及び出水記録。
- ② 監視状況等の記録。
- ③ 補修履歴の記録。

※記録紙の整理。必要に応じて電子記録媒体も行う。（記録紙等消耗品類の在庫管理も含む。）

5) 操作に必要な水理・水文情報、気象情報等の収集・整理及び操作状況の関係機関への情報伝達を行う。

- ① 施設内の軽微な清掃及び施設周辺の除草。
- ② 施設の操作規則等の改善に関する検討。
- ③ 周辺地域における内水等による被害発生時の初期段階の被害概要の把握、報告書の取りまとめ。
- ④ 水位予測システムを用いた水位計算。
- ⑤ 施設の操作に伴う警告放送、警告装置の稼働状況の確認等。
- ⑥ 施設の操作に必要な河川巡視の補助。
- ⑦ 施設見学者への説明補助。

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、所管する堰や排水機場及び樋門等の操作支援及びそのために必要な情報の収集、並びに目視による点検を実施することで、当該施設管理を支援する業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1 : 2）とする。

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【業務の目的・求める成果】

※「入札実施要項」1.2.1より引用

1) 施設の操作支援

河川法、河川管理施設等構造令等の関係法規及び各管理対象施設の状況を十分理解した上で、各管理対象施設の操作規則等に則り適正に操作支援を実施すること。操作機器の異常等の異常な事態が生じた場合には、直ちに調査職員に正確に報告し、指示を受けること。

2) 操作に関連する情報の収集と発信

操作に関連する水理・水文、気象情報等の各種情報の収集・整理及び操作情報の発信を行うこと。また、管理技術者を通して、調査職員との情報連絡を適正に実施すること。

3) 目視による施設の点検及び施設周辺の点検

管理対象施設及びその周辺について、目視による点検やCCTVカメラによる監視を適正に実施すること。また、異常を発見した時には、調査職員に速やかに報告すること。

3) 施設管理に係る記録、資料の作成

上記(1)～(3)における点検記録や操作記録、出水概要等に関する資料の適切な作成と保存を実施すること。

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (4) 業務実施体制に関する要件
- (5) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (6) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (7) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (8) 直接的雇用関係 [後述]
- (9) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (10) 技術提案書に関する要件
- (11) 見積書に関する要件

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【競争参加資格要件（案）2／3】

評価項目		競争資格要件
企業	業務拠点に関する要件	・中部地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものでなければならない。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務 [企業数：650者程度] ○類似業務：設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。 ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績（発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。）の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む）、行政補助業務（類する業務を含む）、公物管理補助業務（類する業務を含む） ○類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【競争参加資格要件（案） 3 / 3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) (イ)河川維持管理技術者 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (エ)一級土木施工管理技士 (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (カ)河川法施行規則第27条の2第1項1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者 (キ)河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 (ク)河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者 (ケ)業務発注担当部署が業務内容のうち、排水機場管理支援が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格等を加える。 ・1級ポンプ施設管理技術者の資格を有し、同種及び類似業務の経験を5年以上有する者。
	資格に関する要件 (担当技術者)	・配置予定担当技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。1つの履行場所(業務対象事務所)において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格等を満たす必要はない。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) (イ)河川維持管理技術者 (ウ)河川点検士 (エ)一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (オ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (カ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (キ)河川法施行規則第27条の2第1項1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を修了した者 (ク)河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 (ケ)河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 (コ)「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」の同種又は類似業務等と同様の実務経験が1年以上の者

令和7年度 ○○堰・排水機場等管理支援業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【業務概要】

本業務は、○○国道事務所管内において、道路法に基づき道路の適正な利用と管理を図るため各種申請等の審査・指導及び道路の不正使用・不法占用の指導取締り、関連する調査や資料整理、現地調査等の補助的業務を行うものであり、円滑な行政手続き等により適切な道路管理を推進することを目的とする業務である。

履行期限:令和7年4月1日～令和○年3月31日(予定) 予定金額:○○百万円程度

業務内容

1. 許認可審査業務

- 1) 道路法に基づく申請書類の受付及び審査等
- 2) 苦情申立(行政相談)等に係る受付、伝達、現地立会
- 3) 許認可審査に係る各種台帳、台帳附図等の整備
- 4) 災害時等緊急時における業務



【書類審査状況】



【現地調査状況】



【申請書類の確認状況】



【道路台帳の修正】

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

2. 適正化指導業務

- 1) 道路法に基づく指導取締り等
- 2) 適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備



【放置自転車等の状況把握】



【通行許可書との照合】



【指導取締り状況】

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・各事務所では、道路法に基づき道路の適正な利用と管理を図るため、許認可審査・適正化指導が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「発注者支援業務（道路許認可審査・適正化指導業務）入札実施要項」に基づき全国で統一した入札契約手続きを行う。

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【業務内容】 (1/2)

< 1. 許認可審査業務 >

1) 道路法に基づく申請書類の受付及び審査等

- ①道路法（第47条の2を除く）に基づく以下の事務に係る申請書類の受付及び審査（現地状況あるいは情報ボックス等の埋設状況の確認等含む。）、書類作成並びに実施状況の確認を行い、その結果を報告する。
 - a) 道路法第24条に基づく道路工事施工承認に関する事務
 - ・歩道切り下げ工事をはじめとする乗り入れ工事等
 - b) 道路法第32条・第35条に基づく道路の占用の許可及び第39条に基づく占用料の徴収に関する事務
 - ・電柱、水道管、下水道管、ガス管及びその他の工作物・物件・施設等の占用物件
 - c) 道路法第39条の2に基づく道路の占用及び入札の実施に関する指針策定に関する事務
 - ・利用ニーズの確認等
 - d) 道路法第22条、第58条に基づく道路損傷復旧に関する事務
 - ・交通事故等により道路に損害を与えた場合等
- ②道路境界明示、確認に係る現地調査、審査等について、国道区域（用地）と民地の境界における資料調査・現地調査を行い、境界を確認し、報告する。
- ③道路法第47条の2に基づく特殊車両通行許可申請書に係る受付、特殊車両通行許可申請書の通行経路・通行車両等の確認及び許可条件付与等の審査、電算機への入力、書類の作成・整理等を行い報告する。
- ④取付協議に係る受付、審査、実施状況の確認等について、他の道路が取り付くうえで必要となる、事前打ち合わせ、協議書の受付、審査（現地状況の確認等含む。）、書類作成並びに実施状況の確認を行う。
- ⑤その他道路管理上必要となる各種業務について、河川、砂防及び鉄道等の占用・使用更新手続きの書類作成や沿道開発に係る都市計画法第32条の協議あるいは沿道掘削の事前確認を行い報告する。

2) 苦情申立（行政相談）等に係る受付、伝達、現地立会

道路管理に関する苦情申立（相談者）等に対し、内容確認を行い、必要に応じ申立者等と現地の状況把握を行い報告する。

3) 許認可審査に係る各種台帳、台帳附図等の整備

道路法に基づく道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の点検、修正等を行い、その結果を報告する。

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【業務内容】 (2/2)

4) 災害時等緊急時における業務

地震災害、風水害、雪害等の災害発生及び恐れがある場合など緊急時において、上記の1)及び2)に係る業務について対応するとともに、道路管理に関するデータの収集や外部からの連絡を記録し、調査職員へ報告する。また、調査職員の指示等を関係機関等へ連絡するものとする。

< 2. 適正化指導業務 >

1) 道路法に基づく指導取締り等

①道路の不正使用、不法占用等に係る指導取締り道路区域内における未承認工事、不許可看板などの不法占用物件又は放置自転車等の状況把握、対象者への道路法等の関係法令の説明及びそれらの記録を行い報告する。

②特殊車両の通行に係る指導取締り

特殊車両指導取締りにおいて、対象車両の諸元（重さ、長さ、高さ、幅）を計測し、車両運転手が携帯している通行許可証との内容を照合し、車両制限令に違反している場合はその状況を関係書類に記録し報告する。

2) 適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備

道路法に基づく道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の点検、修正等を行い、その結果を報告する。

< 3. その他 >

管理技術者は、上記各条項において、担当技術者から報告を受けた場合は、遅滞なく調査職員に報告する。

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、円滑な行政手続き等による適切な道路管理を支援する業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1:2）とする。

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【業務の目的・求める成果】 (1/2)

< 1. 許認可審査業務 >

1) 道路法に基づく申請書類の受付及び審査等

- ①道路法に基づく申請書類の受付及び審査、書類作成並びに実施状況の確認にあたっては、関係法令、通達、業務発注担当部署の指示等を十分に理解し、適正に実施すること。
- ②業務の実施にあたって、申請書類等の内容を十分に理解し、現地の状況を精通しておくこと。
- ③管理技術者は、原則として、行政手続法第6条に基づき定められた標準処理期間内に処分（決裁）が行えるよう調査職員へ審査終了の報告を行うものとする。
なお、補正指示～訂正が完了するまでの期間、道路法第32条第5項の協議を行い回答があるまでの期間等については、標準処理期間には含まれないが、標準処理期間内に補正指示、協議を行った上で現状を調査職員に報告するものとする。
また、標準処理期間の定めのない業務のうち、道路境界明示、確認に係る事務については、受付後2週間以内に資料調査、現地調査を終了し、調査職員に報告するものとする。

2) 苦情申立（行政相談）等に係る受付、伝達、現地立会

道路管理に関する苦情申立等を受けた場合は、真摯な対応により業務の履行に努めるとともに、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

3) 許認可審査に係る各種台帳、台帳附図等の整備

許認可審査業務に関わり把握した道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の不整合等は、点検、修正等を行いその結果を調査職員に報告すること。

4) 災害時等緊急時における業務

災害時等緊急時においては、速やかな対応に努めること。

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【業務の目的・求める成果】 (2 / 2)

< 2. 適正化指導業務 >

1) 道路法に基づく指導取締り等

指導取締りにあたっては、道路法等の関係法令等に基づき状況を把握し、違反している場合は、それらの状況を記録し調査職員に報告すること。

2) 適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備

適正化に関わり把握した道路台帳及びその他道路管理上必要な図面類の不整合等は、点検、修正等を行いその結果を調査職員に報告すること。

< 3. その他 >

業務の実施にあたって、担当技術者から報告を受けた場合は、管理技術者は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件
- (12) 見積書に関する要件

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【競争参加資格要件（案）2／3】

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できる。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の(ア)又は(イ)に該当するものをいう。 (ア)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 (イ)一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務拠点に関する要件	・中部地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものでなければならない。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務 [企業数 : 650者程度] ○類似業務：設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定の業務も含む）において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く。）。 ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績（発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。）の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（類する業務を含む）、公物管理補助業務（類する業務を含む）、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務 ○類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務（道路）、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【競争参加資格要件（案） 3 / 3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) (イ)一級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (カ)道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 (キ)道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者
	資格に関する要件 (担当技術者)	・配置予定担当技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。1つの履行場所(業務対象事務所)において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格等を満たす必要はない。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) (イ)一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (カ)「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」の同種又は類似業務等と同様の実務経験が1年以上の者 (キ)道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 (ク)河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

令和7年度 ○○道路許認可審査・適正化指導業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2 (価格評価点 30点 : 技術評価点 60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【業務概要】

※「入札実施要項」1.1(1)より引用

本業務は、○○の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

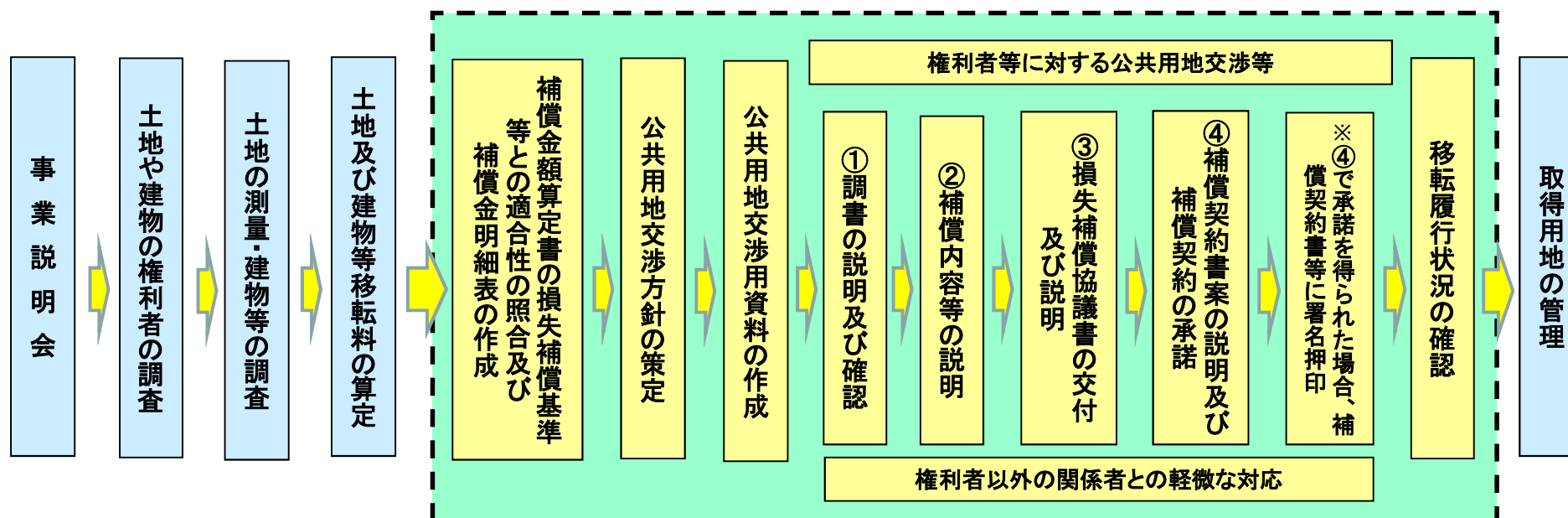
履行期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日(予定)

予定金額:○○百万円程度

業務内容

公共用地取得事務の流れ

用地補償総合技術業務の範囲



令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【業務の背景や経緯】

- ・ 本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」。
- ・ 各事務所等では、権利者と契約するために公共用地交渉等が必要。
- ・ 職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。
- ・ 本業務は、国土交通省及び内閣府が定める「発注者支援業務（用地補償総合技術業務）入札実施要項」に基づき全国で統一した入札契約手続きを行う。

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【業務内容】 (1 / 4)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

<1.概況ヒアリング等>

1) 資料受領等

民間事業者は、本業務を実施するにあたり必要となる登記事項証明書、戸籍簿、住民票等（以下「登記事項証明書等」という。）、土地等に関する補償額、建物等の移転料その他通常生ずる損失に関する補償額等の算定書等（以下「補償額算定書等」という。）、公共用地交渉に使用する土地調書及び物件調書（以下「調書」という。）、損失補償協議書、公共用地取得等に使用する各種契約書（以下「補償契約書」という。）案及び補償契約書等を「貸与品受領書」により受領し、本業務に使用する他、適切に保管するものとする。返納する場合には「貸与品返納書」を添えるものとする。業務発注担当部署は、「貸与品引渡通知書」により貸与する。

2) 概況把握

民間事業者は、調査職員（民間事業者への指示及び民間事業者との協議又は民間事業者からの報告を受ける等の事務を行う者で、業務発注担当部署が民間事業者に通知した者をいう。以下同じ。）から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握する。

3) 民間事業者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に公共用地交渉等の対象となる権利者等に対し、面接等により、公共用地交渉等を行うことについての協力を依頼する。

<2.現地踏査等>

- 1) 民間事業者は、本業務の対象となる区域について現地踏査を行い、現地と業務発注担当部署から貸与を受けた補償額算定書等とを照合し、現地の状況等を把握する。
- 2) 前項において現地の状況に変動が生じていた場合は、速やかに調査職員に報告する。
- 3) 権利者及び第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地、建物等の所有者等の承諾を得て行う。

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【業務内容】 (2 / 4)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

<3.関係権利者の特定>

- 1) 民間事業者は、業務発注担当部署から貸与を受けた登記事項証明書等の記載事項を補償額算定書等と照合し、権利者の特定に誤りがないか確認を行う。
- 2) 民間事業者は、前項の確認の結果、権利者の特定ができないとき、又は権利者の特定に誤りがあるときは、速やかに調査職員に報告し、必要に応じて、新たに登記事項証明書等の貸与を受けるものとする。

<4.補償額算定書の照合>

- 1) 民間事業者は、業務発注担当部署から貸与を受けた補償額算定書等について、基準及び運用方針等に適合し、誤りなく調製されているか照合を行う。
- 2) 民間事業者は、前項の照合の結果、補償額算定書等の調製に不備があるときは、速やかに調査職員に報告し、当該不備が補正された補償額算定等の貸与を受けるものとする。

<5.補償金明細表の作成>

民間事業者は、3及び4の確認等が完了したときは、速やかに補償金明細表を作成し、調査職員に提出する。

<6.公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成>

民間事業者は、公共用地交渉を行うにあたり、次に掲げる方針の策定等を行い、用地補償総合技術業務協議書をもって調査職員と協議し、その承諾を得るものとする。

- 一 権利者ごとの公共用地交渉のスケジュール、説明内容等の公共用地交渉の進め方に関する方針の策定
- 二 権利者ごとの権利の内容に応じた公共用地交渉用資料（事業計画と支障物件等の位置関係を示す図面（写し）、同一区画の支障物件等に複数の権利者が存在する場合の権利者ごとに対象物が分かるよう色分けした図面（写し）、買収後の出入り口が分かる図面（写し）、相続が発生している場合の遺産分割協議書案、譲渡所得税、国民健康保険税等の税制に関する資料等）の作成

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【業務内容】 (3 / 4)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

<7.権利者に対する公共用地交渉>

- 1) 権利者に対して前条において作成した公共用地交渉用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう、次の各号の段階に応じて、十分な公共用地交渉を行う。
 - 一 調書の説明及び確認
調査職員の指示により、調書の内容を権利者に説明し、当該権利者の確認を受けた上で、当該調書に署名押印を得る。
 - 二 補償内容等の説明
調査職員の指示により、補償項目ごとの補償内容等を権利者（抵当権者等を除く。以下この号から第4号までにおいて同じ。）に説明し、補償内容等の理解を得る。
 - 三 損失補償協議書の交付及び説明
調査職員の指示により、損失補償協議書を権利者に交付し、補償金額を提示して当該損失補償協議書を説明する。
 - 四 補償契約書案の説明及び補償契約の承諾
調査職員の指示により、補償契約書案を権利者に交付し、補償契約の内容を説明し、補償契約の承諾を得る。当該権利者から補償契約の承諾を得られたときは調査職員の指示により、補償契約書等に署名押印を得る。
- 2) 受注者は、前項の公共用地交渉を行うに当たり、権利者以外の関係者（相続財産について権利を放棄した者、代替地提供者、不在者探索に係る情報を保有すると思われる者等をいう。）に対し、相続財産に関する説明、代替地提供に伴う税制等の説明、不在者探索のための情報収集等の軽微な対応（これに伴う説明資料の作成、関係書類の受領等を含む。）が生じた場合は、これを行うものとする。

<8.公共用地交渉後の措置>

- 1) 権利者との公共用地交渉等を行った場合には、速やかに公共用地交渉等記録簿を作成し、その都度調査職員の確認を受け、必要に応じて公共用地交渉等の詳細な内容を報告する。
- 2) 当該権利者に係わる補償内容等並びに損失補償協議書及び補償契約書案の内容について、それぞれ理解が得られたときは、その都度、速やかに、調査職員にその旨を報告する。

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【業務内容】 (4 / 4)

※「入札実施要項」1.1(2)より引用

- 3) 民間事業者は、権利者が補償契約書に署名押印した後に、当該補償契約書の写しを作成する。
- 4) 権利者が公共用地交渉に応じない、又は当該事業計画に対する不満、補償内容等に対する不満その他の理由により公共用地交渉の継続が困難であると判断したときは、調査職員に詳細な内容を報告し、調査職員の指示を受ける。

<9.移転履行状況等の確認後の措置>

- 1) 民間事業者は、権利者と業務発注担当部署との間で契約が締結された後は、調査職員の指示に基づき、権利者と業務発注担当部署との間で締結された補償契約書に定める期限までに義務が履行されるよう、権利者に対し移転履行状況等の確認を行う。
- 2) 補償契約書に定める期限までに義務が履行されることが困難と判断した場合には、権利者に対し履行遅延の申し出をすべきことを説明する。

<10.その他の業務>

- 1) 民間事業者は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者から情報提供の求めがあった場合には、関係機関に確認し、業務発注担当部署及び権利者に情報提供する。
- 2) 本業務の遂行においては、業務の実施の状況、権利者からの意見・要望等及び当該事業計画地の現況等について、用地補償総合技術業務日報を作成し、提出する。
- 3) 本業務が完了した場合には、権利者毎の公共用地交渉達成状況引継書を調査職員に引き継ぐこと。

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、当該事業の用地取得の早期進捗を図る業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1：2）とする。

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【業務の目的・求める成果】

※「入札実施要項」1.2.1より引用

(1) 概況ヒアリング及び現地踏査等（1.から2.に係る業務）

業務発注担当部署から貸与された資料及び調査職員からの概況説明を参考に現地踏査を行い、現地の現況、留意事項及びその他必要事項を十分に把握し、適正な履行を行うこと。

(2) 関係権利者の特定及び補償額算定書の照合等（3.から5.に係る業務）

業務発注担当部署から貸与された補償額算定書における権利者の特定及び補償内容の照合を適正に行うとともに、補償金明細表の作成を適正に行うこと。

(3) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成（6.に係る業務）

現地の現況等を正確に踏まえた交渉方針を策定するとともに、権利者毎に適切な公共用地交渉用資料を作成し、調査職員との協議を適正に行うこと。

(4) 権利者に対する公共用地交渉（7.に係る業務）

対象となるすべての権利者に面接を求め、調書、損失補償協議書、補償契約書案の内容が理解されるよう適正に説明を行い、調書（控え）への確認印、損失補償協議書の内容の了解及び補償契約書案による契約締結の承諾を受けるよう適正な公共用地交渉を行うこと。

(5) 公共用地交渉後の措置（8.に係る業務）

公共用地交渉毎に公共用地交渉記録簿を適正に作成するとともに、権利者において説明への理解又は今後の交渉が困難となる要因等が確認された場合には適正に調査職員へ報告を行うこと。

(6) 移転履行状況等の確認後の措置（9.に係る業務）

契約が締結された権利者について、義務の履行が適切に行われるよう、適正に履行状況を確認し、履行の遅延がやむを得ない場合には履行の遅延についての説明を適正に行うこと。

(7) その他（10.に係る業務）

権利者から移転に伴い必要となる情報提供の依頼があった場合には必要な調査を的確に行い、適正に情報提供を行うこと。本業務を実施した場合には、用地補償総合技術業務日報を適正に作成するとともに本業務が完了した場合には、権利者毎の当該権利者との交渉経緯、交渉状況を記載した公共用地交渉達成状況引継書を適正に作成すること。

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【競争参加資格要件（案）】（1／3）

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①主任担当者、②担当技術者、③業務従事者] [後述]
- (8) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【競争参加資格要件（案）】（2 / 3）

※「入札実施要項」より引用

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資金的・人的関係がないこと。 ※資金的・人的関係がないことは、次のことをいう。 ア)会社法に基づく子会社等、親会社等の関係にないこと。 イ)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。
	業務拠点に関する要件	・中部地方整備局管内に業務拠点(配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものでなければならない。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定の業務も含む)において、1件以上の実績を有していること。 <u>◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(平成28年2月1日付け国土用第49号。以下「運用通知」という。)記1の別紙に定めるいずれかの業務(用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)</u> [企業数 : 50者程度] <u>○類似業務:設定しない</u>
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定主任担当者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定の業務も含む)において、主任担当者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。) ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績(発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方整備用地関係業務監督等検査要領第5条に該当する主任監督員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。)を業務実績として認める。 <u>◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務(用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。)</u> <u>○類似業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務(同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)</u>
	直接的雇用関係	・配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【競争参加資格要件（案）】（3／3）

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (主任担当者)	・配置予定主任担当者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者 (イ)補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 (ウ)登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者 (エ)一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 (オ)実施規程第3条に掲げる○○部門、○○部門、○○部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
	資格に関する要件 (担当技術者)	・担当技術者を配置する場合は、下記のいずれかの資格等を有すること。 (ア)公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者 (イ)補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者 (ウ)登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者 (エ)実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 (オ)実施規程第3条に掲げる○○部門、○○部門、○○部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
	資格に関する要件 (業務従事者)	・業務従事者を配置する場合は、下記(ア)に示す条件を満たす者であること。 ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記(ア)を満たす必要はない。 (ア)公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない)。
	中立公平性に関する要件	・本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資金的・人的関係がないこと。 ※資金的・人的関係がないことは、次のことをいう。 ア)会社法に基づく子会社等、親会社等の関係にないこと。 イ)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

令和7年度 ○○用地補償総合技術業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (主任担当者)] 15点

・資格 . . . 5点

・業務実績 . . . 5点

・地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者及び業務従事者)] 5点

・業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

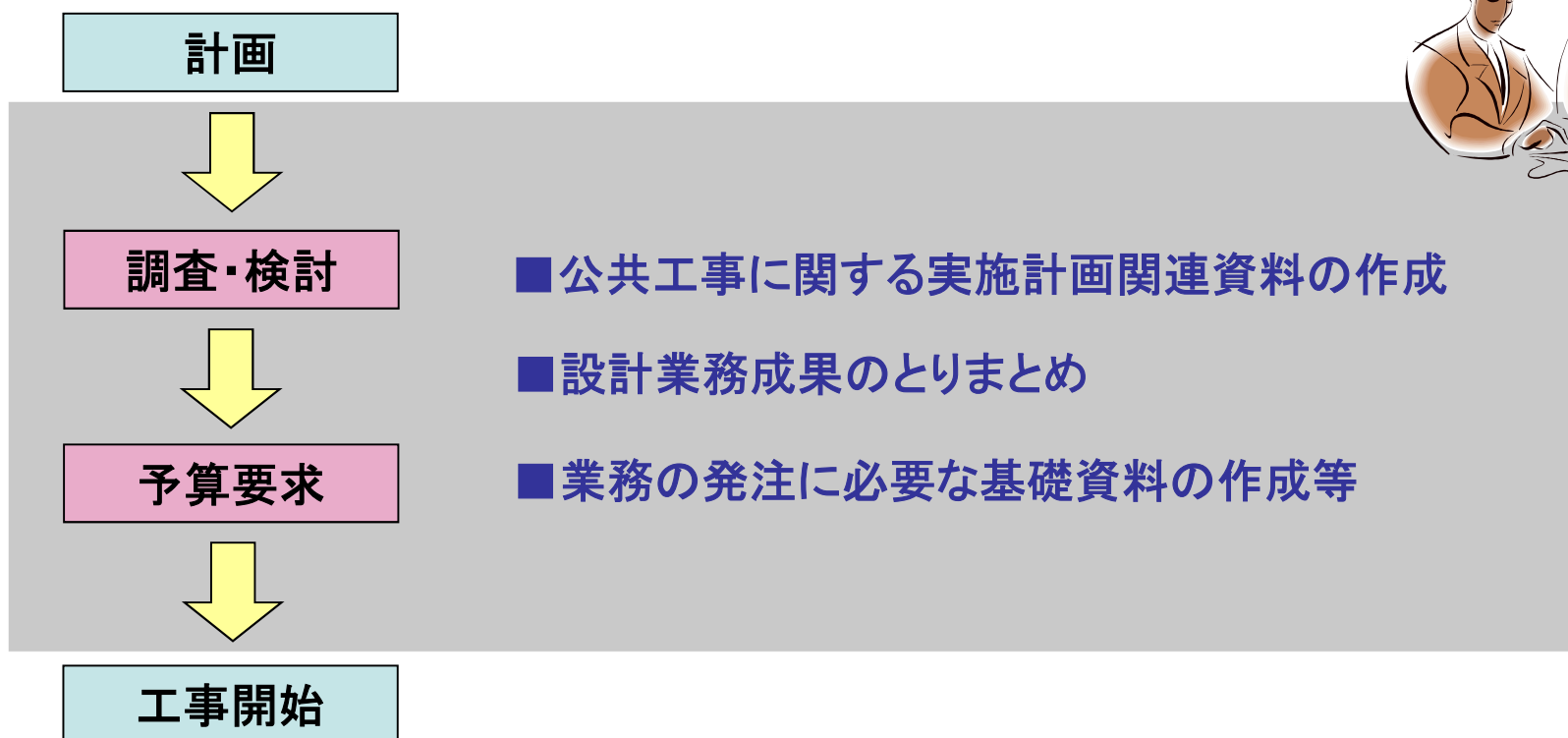
令和7年度 ○○資料作成業務

【業務概要】

本業務は、○○事務所において予算要求、事業工程などの機密性の高い業務や事故や災害時等の緊急性の高い業務において、迅速に対応するため事務所に在席し資料作成等の支援することにより、当該事務所が進める事業を円滑に推進させることを目的とする業務である。

履行期間:令和7年4月1日～令和○年3月31日(予定) 予定金額:○○百万円程度

業務内容



令和7年度 ○○資料作成業務

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」に準じた「地整統一業務（在席）」。
- ・各事務所等では、事業を円滑に推進するため、各種調査、予算要求、事業調整等が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。

令和7年度 ○○資料作成業務

【業務内容】

本業務においては、「資料作成業務共通仕様書」第2002条の規定に基づき、別表の業務を実施する。

なお、業務規模については別紙（数量総括表）を想定しており必要に応じて指示する。項目等（規模）の詳細については業務打合せにおいて協議するものとし、業務内容等に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

<別表>

共通仕様書		項 目
第2002条 第1項	設計成果等の資料とりまとめ業務等	- 各種設計業務及び調査業務の成果並びに工事に関する各種資料等の整理 - 調査・計画・管理業務等に必要な資料の作成
第2002条 第2項	工事等の発注に伴う図面、数量等の資料作成等	- 工事の発注計画に関連する概算数量等資料の作成 - 業務の発注・変更契約に必要な各種技術資料の作成・とりまとめ
第2002条 第3項	その他技術管理上重要な資料作成等	技術管理上重要な資料のとりまとめ及び作成
第2003条 第4項	その他関係資料の作成	- 関係者や関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 - 技術管理上一般的な資料のとりまとめ及び各種資料の作成

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、業務に関する資料作成等を行う業務であり、仕様が確定しており、技術提案（評価テーマ）により業務を実施する上での技術的工夫を求めることにより、より品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1:2）とする。

令和7年度 ○○資料作成業務

【業務の目的・求める成果】

1) 設計成果等の資料とりまとめ業務等

工事及び業務成果等に関する各種資料のとりまとめについて、指定された業務内容を理解したうえで実施し、業務発注担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。

2) 工事等の発注に伴う図面、数量等の資料作成等

工事の発注や発注計画に関連する図面作成や数量算出等において、必要に応じた現地確認調査等も踏まえ、適正に資料を作成すること。

業務の発注等に必要となる各種資料作成について、担当部署から示された条件を踏まえ、適正に資料を作成すること。

3) その他技術管理上重要な資料作成等

担当部署から指定された業務内容を理解したうえで実施し、担当部署から示された様式、条件が的確に踏まえていること。

4) その他関係資料の作成

関係機関との協議・調整に必要な資料の作成は、理解しやすい資料であること。

令和7年度 ○○資料作成業務

【競争参加資格要件（案） 1 / 3】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 中立公平性に関する要件 [後述]
- (4) 業務拠点に関する要件 [後述]
- (5) 業務実施体制に関する要件
- (6) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (7) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者、②担当技術者] [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (9) 直接的雇用関係 [後述]
- (10) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (11) 技術提案書に関する要件

令和7年度 ○○資料作成業務

【競争参加資格要件 (案) 2 / 3】

評価項目		競争資格要件
企業	中立公平性に関する要件	・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事・発注業務に参加している者及びその発注工事・発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け(測量、地質調査業務も含む)をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できる。 ・発注業務に参加とは、入札説明書の別紙-3に示す発注者支援業務等を除く「測量」「地質調査」「土木関係建設コンサルタント業務」「建築関係コンサルタント業務」「補償関係コンサルタント業務」をいう。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の(ア)又は(イ)に該当するものをいう。 (ア)一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 (イ)一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務拠点に関する要件	・中部地方整備局管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものでなければならない。
	業務実績に関する要件	・参加表明者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定の業務も含む)において、1件以上の実績を有していること。 ◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務 [企業数 : 650者程度] ○類似業務:設定しない
技術者	業務実績に関する要件	・配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和6年度完了予定の業務も含む)において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。 ・業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く。) ・業務実績は、受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績(発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。)の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。 ◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務(類する業務を含む)、行政補助業務(類する業務を含む)、公物管理補助業務(類する業務を含む) ○類似業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務 【業務内容が電気通信設備工事のみの場合は、入札実施要項に従い別途設定】
	直接的雇用関係	・配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

令和7年度 ○○資料作成業務

【競争参加資格要件（案） 3 / 3】

評価項目		競争資格要件
技術者	資格に関する要件 (管理技術者)	・配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) (イ)一級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) 【河川関係(ダム・砂防を除く)案件の場合は、以下の資格を加える】 (カ)河川維持管理技術者
	資格に関する要件 (担当技術者)	・配置予定担当技術者については以下のいずれかの資格等を有すること。 (ア)技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)、技術士補(建設部門) (イ)一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 (ウ)土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 (エ)(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ) (オ)RCCM(技術士部門と同様の部門に限る) (カ)「配置予定管理技術者の業務実績に関する要件」の同種又は類似業務等と同様の実務経験が1年以上の者 (キ)河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 (ク)測量士及び測量士補 (ケ)1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者 (コ)コンクリート主任技士又はコンクリート技士 【河川関係(ダム・砂防を除く)案件の場合は、以下の資格を加える】 (サ)河川維持管理技術者 (シ)河川点検士 【業務内容に電気通信設備工事が相当程度含まれる場合は、電気通信設備に関する資格を加える】 【業務内容に機械設備工事が相当程度含まれる場合は、機械設備に関する資格を加える】 【業務内容に土木営繕工事が相当程度含まれる場合は、土木営繕に関する資格を加える】 【業務内容に造園工事が相当程度含まれる場合は、造園に関する資格を加える】 【業務内容に管工事が相当程度含まれる場合は、管に関する資格を加える】 【業務内容が電気通信設備工事のみの場合は、入札実施要項に従い別途設定】

令和7年度 ○○資料作成業務

【配点方針】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1:2 (価格評価点30点:技術評価点60点)

【技術評価点 [企業・技術者・技術提案書]】

● [企業] 5点

・ 賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 5点

● [技術者 (管理技術者)] 15点

・ 資格 . . . 5点

・ 業務実績 . . . 5点

・ 地域精通度 . . . 5点

● [技術者 (担当技術者)] 5点

・ 業務実績 . . . 5点

○ [技術提案書] 60点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

令和7年度 ○○技術資料作成業務

【業務概要】

本業務は、○○事務所が行う事業を進めるため、対外調整等で必要となる検討や資料作成を行うことにより、当該事務所が進める事業を円滑に推進させることを目的とする業務である。

履行期間: 契約締結日の翌日～令和○年3月31日(予定) 予定金額: ○○百万円程度

業務内容

○公共工事に関する地元協議用資料作成

公共工事の実施に伴う地元関係者との協議・調整に必要な資料の作成を行う。

○関係機関協議用資料の作成

公共工事の実施に伴う関係機関との協議・調整に必要な資料の作成を行う。

○技術資料とりまとめ等

発注業務設計図書案の作成、各種設計・調査業務の成果並びに工事に関する各種資料整理し、
調査・計画・管理業務に必要な資料の作成を行う。
工事コスト縮減データとりまとめなど、技術管理上重要な資料のとりまとめ及び作成を行う。

令和7年度 ○○技術資料作成業務

【業務の背景や経緯】

- ・ 本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」や「地整統一業務（在席）」と合わせて発注時期を統一して契約手続きを行う「地整統一業務（持ち帰り）」。
- ・ 各事務所等では、工事等を円滑に推進するため、設計図書作成や関係機関との協議用図面作成等が必要。
- ・ 職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。

令和7年度 ○○技術資料作成業務

【業務内容】

本業務においては、「技術資料作成業務共通仕様書」第2001条の規定に基づき、別表の業務を実施する。

なお、業務規模については別紙（数量区分表）を想定しており必要に応じて指示する。項目等（規模）の詳細については業務打合せにおいて協議するものとし、業務内容等に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

<別表>

共通仕様書		項 目
第2001条 第1項	設計成果等の資料とりまとめ業務等	・設計諸条件整理とりまとめ ・整備成果資料等とりまとめ
第2001条 第2項	工事等の発注に伴う図面・数量等の資料作成等、その他	・発注業務の設計図書案作成
第2001条 第3項	その他技術管理上重要な資料作成等	・各種施策関連資料整理とりまとめ ・交通安全対策関係資料作成 ・工事完成図整理とりまとめ ・各種点検表整理とりまとめ ・事業年報データ資料収集整理
第2001条 第4項	その他関係資料の作成	・地元協議用資料作成 ・関係機関協議用資料作成 ・関係機関への施設等引継に関する協議資料作成 ・その他技術資料とりまとめ

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、公共工事に関する地元協議用資料等の作成及び技術資料とりまとめを行う業務であり、仕様が確定しており、技術提案（品質確保に関する実施方針）を求めることで、品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1:1）とする。

令和7年度 ○○技術資料作成業務

【競争参加資格要件（標準要件） 1 / 2】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 業務拠点に関する要件
 - ・ 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。
- (4) 業務実施体制に関する要件
- (5) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (6) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①管理技術者]
 - ・ 河川維持管理技術者【河川関係（ダム・砂防を除く）案件の場合に追加】
- (7) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件 [後述]
- (8) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (9) 技術提案書に関する要件

令和7年度 ○○技術資料作成業務

【競争参加資格要件（標準要件） 2 / 2】

○参加表明者の業務実績に関する要件

- ・同種業務：○○分野における予備設計又は詳細設計又は技術資料作成 【○○には河川又は道路を記載】

理 由：本業務は、○○関係【○○には河川又は道路を記載】の地元説明資料、協議用資料作成であるため、○○に関する土木設計の実績が必要であるため。

- ・類似業務：○○分野における予備設計又は詳細設計又は技術資料作成

【同種に河川を記載した場合は道路を記載、逆の場合は河川を記載】

理 由：土木設計の実績があれば業務が遂行可能であるため。

[同種・類似要件を満たす企業数 : 460者]

○配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

- ・同種業務：（企業と同様）
- ・類似業務：（企業と同様）

令和7年度 ○○技術資料作成業務

【配点方針（標準配点）】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 （加算方式）

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 （価格評価点 60点 : 技術評価点 60点）

○技術評価点 = 60点 [企業・技術者・技術提案書]

● [企業] 10点

- ・業務拠点 . . . 4点
- ・企業信頼度（優良業務表彰等） . . . 2点
- ・賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 4点

● [技術者（管理技術者）] 20点

- ・資格 . . . 3点
- ・業務実績 . . . 3点
- ・業務成績（技術者評定） . . . 6点
- ・技術者信頼度（優良技術者表彰等） . . . 4点
- ・継続教育（CPD） . . . 4点

60点

○ [技術提案書] 30点

- ・実施方針（品質管理・若手技術者の活躍） 30点

○価格評価点 = 60点 × （1 - 入札価格 / 予定価格）

令和7年度 ○○用地調査点検等技術業務

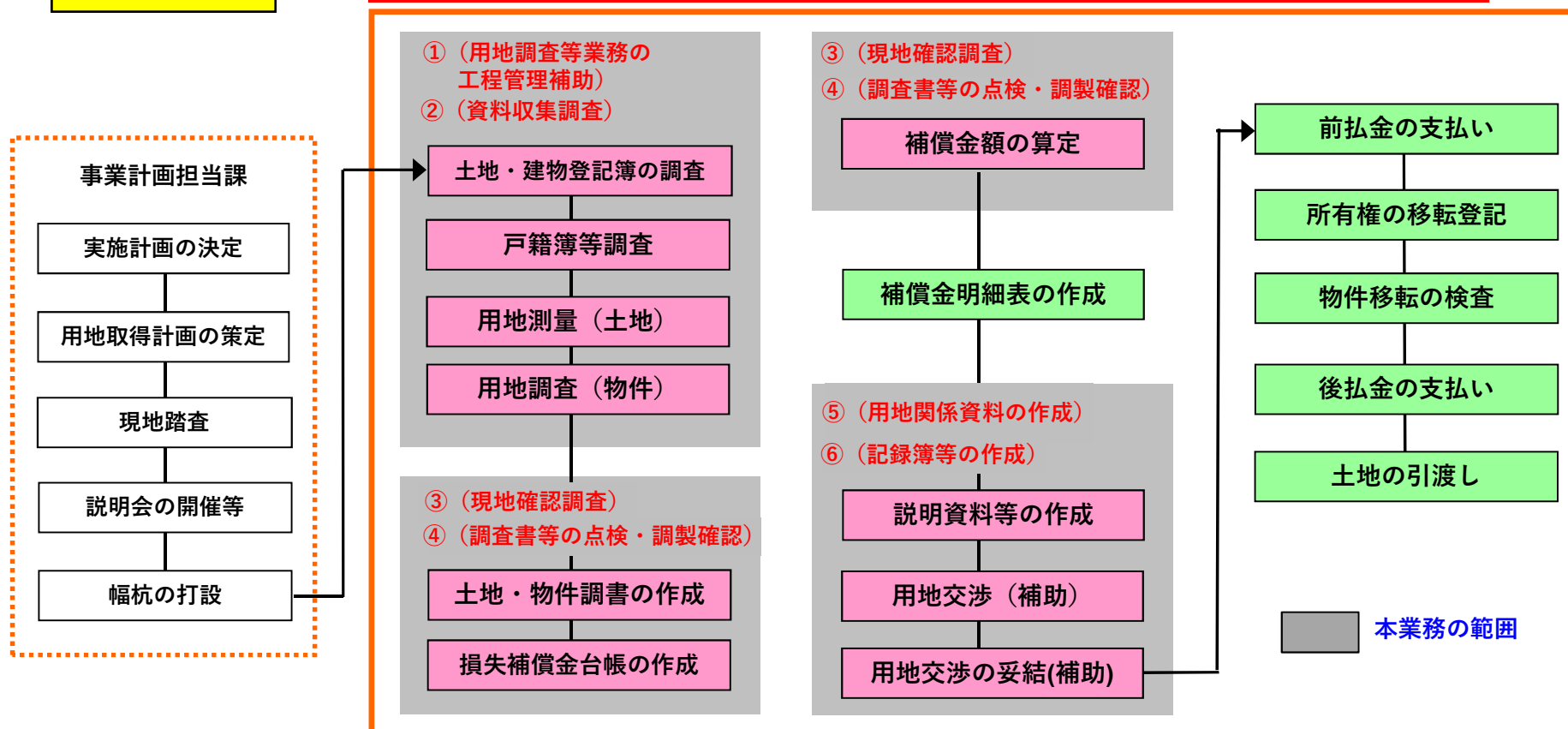
【業務概要】

本業務は、○○事務所が施行する事業に必要な用地取得の事務に関して、円滑・迅速な用地取得を図るため、補償金算定書等の点検・調製確認、用地関係資料の作成等の業務を行うものである。

履行期間: 契約締結日の翌日～令和8年3月31日(予定) 予定金額: ○○百万円程度

業務内容

- ①用地調査等業務の工程管理補助、②資料収集調査、③現地確認調査、④調査書等の点検・調製確認、⑤用地関係資料の作成、⑥記録簿等の作成



令和7年度 ○○用地調査点検等技術業務

【業務の背景や経緯】

- ・本業務は、公共工事の発注や公共施設の管理等に関する支援を通じて、国土交通省・内閣府の円滑な業務の遂行に資する「発注者支援業務等」や「地整統一業務（在席）」と合わせて発注時期を統一して契約手続きを行う「地整統一業務（持ち帰り）」。
- ・各事務所等では、用地交渉等を円滑に推進するため、調査書等の点検・調製確認や相手方との用地交渉における資料作成等が必要。
- ・職員数も減少しており、民間事業者の協力が必要。

令和7年度 ○○用地調査点検等技術業務

【業務内容】

本業務においては、「用地調査点検等技術業務共通仕様書」第3章の各条項の規定に基づき、下表の業務を実施する。

共通仕様書		項 目
第31条	用地調査等業務の工程管理補助	・本業務が施行されている現場等に立会い、適正な履行及び進捗状況の確認等
第32条	調査書等の点検・調製確認	・権利調査、用地測量に係る調査書等及びそれら以外の調査書等の点検・調製確認
第33条	調査書等の点検の報告	・点検完了後、点検報告書により点検結果を報告
第34条	調査書等の点検・調製確認の完了	・報告した不整合等の修補の結果、適正に調製されているかを確認、報告
第35条	用地関係資料の作成	・土地等の取得等に係る損失の補償又は事業損失に関する費用負担について資料を作成
第36条	記録簿等の作成	・記録者として監督職員又は監督職員が指定した者が行う用地交渉等又は打合せ協議に同席し、記録簿等を作成
第37条	資料収集調査	・対象区域内における登記所、市町村役場等において登記事項証明書、戸籍簿等の謄本等の資料収集
第38条	現地確認調査	・対象区域内における現地確認調査が必要なときは、監督職員に協議し、指示を受けて実施

【契約方式の選定理由留意点・課題】

本業務は、用地交渉に関する協議用資料等の作成及び調査書等の点検・調製確認を行う業務であり、仕様が確定しており、技術提案（品質確保に関する実施方針）を求めることで、品質の高い成果が期待できることから、総合評価落札方式（1:1）とする。

令和7年度 ○○用地調査点検等技術業務

【競争参加資格要件（標準要件） 1 / 2】

○企業に関する要件

- (1) 基本的要件 [①単体企業、②設計共同体]
- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件 [①資本関係、②人的関係、③その他]
- (3) 業務拠点に関する要件
 - ・ 中部地方整備局管内に営業拠点等を有する者でなければならない。
- (4) 業務実施体制に関する要件
- (5) 参加表明者の業務実績に関する要件 [後述]

○技術者に関する要件

- (6) 配置予定技術者の資格に関する要件 [①主任担当者]
- (7) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件 [後述]
- (8) 配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

○その他の要件

- (9) 技術提案書に関する要件

令和7年度 ○○用地調査点検等技術業務

【競争参加資格要件（標準要件） 2 / 2】

○参加表明者の業務実績に関する要件

- ・同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、○○部門、△△部門、□□部門の3部門全てに係る補償業務（用地調査点検等技術業務、用地関係資料作成整理等業務、用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）（3部門の実績は同一業務による実績でなくてもよい。）

【○○等には部門を記載】、【「3」は設定する部門数に合わせて変更】

理 由：本業務は、用地交渉を円滑に推進するための用地関係資料作成、調査書等の点検・調製確認であり、補償関係コンサルタント業務の実績が必要であるため。

- ・類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係るいずれかの補償業務（同種業務を除く。）

理 由：同種業務の理由のとおり。

[同種・類似要件を満たす企業数 ： 350者程度]

○配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

- ・同種業務：（企業と同様）
- ・類似業務：（企業と同様）

令和7年度 ○○用地調査点検等技術業務

【配点方針（標準配点）】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 （加算方式）

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 （価格評価点 60点 : 技術評価点 60点）

○技術評価点 = 60点 [企業・技術者・技術提案書]

● [企業] 10点

- ・業務拠点 . . . 4点
- ・企業信頼度（優良業務表彰等） . . . 2点
- ・賃上げ表明・賃上げ実績 . . . 4点

● [技術者（主任担当者）] 20点

- ・資格 . . . 3点
- ・業務実績 . . . 3点
- ・業務成績（技術者評定） . . . 6点
- ・技術者信頼度（優良技術者表彰等） . . . 4点
- ・継続教育（CPD） . . . 4点

60点

○ [技術提案書] 30点

- ・実施方針（品質管理・若手技術者の活躍） 30点

○価格評価点 = 60点 × （1 - 入札価格 / 予定価格）